

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市消防文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月20日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市消防文書管理規程の一部を改正する規程

四日市市消防文書管理規程（昭和58年四日市市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第9条 文書を施行しようとするときは、次の各号により文書の記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼文書等にあつて記号及び番号を付けることが適当でないもの又は軽易な文書については、これを省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指令の記号は、本部指令にあつては「四消本」の次に「指令」及び主務課名の首字を、署及び分署にあつては「四消」の次に「指令」及び署又は分署名の首字（<u>中央分署については「中央」、北部分署については「北部」、南部分署については「南部」</u>）を用い、四日市市文書管理規程第2条第4号に規定する文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）により番号を付ける。</p> <p>(3) 一般文書の記号は、本部にあつ</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第9条 文書を施行しようとするときは、次の各号により文書の記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼文書等にあつて記号及び番号を付けることが適当でないもの又は軽易な文書については、これを省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指令の記号は、本部指令にあつては「四消本」の次に「指令」及び主務課名の首字を、署及び分署にあつては「四消」の次に「指令」及び署又は分署名の首字（<u>中央分署については「中央」、南部分署については「南部」</u>）を用い、四日市市文書管理規程第2条第4号に規定する文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）により番号を付ける。</p> <p>(3) 一般文書の記号は、本部にあつ</p>

<p>ては「四消本」の次に主務課名の首字を、署及び分署にあつては「四消」の次に署及び分署名の首字（<u>中央分署については「中央」、北部分署については「北部」、南部分署については「南部」</u>）を用い、文書管理システムにより番号を付ける。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ては「四消本」の次に主務課名の首字を、署及び分署にあつては「四消」の次に署及び分署名の首字（<u>中央分署については「中央」、南部分署については「南部」</u>）を用い、文書管理システムにより番号を付ける。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)